

最低制限価格の見直しについて

◆中央公契連モデルの見直しに準拠し、設定範囲を見直し。

【算定式】

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費等の68%

の合計額

【設定範囲】

予定価格の7.5/10～9.2/10

【適用年月日】

令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行う工事から適用します。

※なお、一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事等(建築工事、設備工事等)における経費等の区分については、京都府の運用に準ずる。

測量・建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度について

平成31年4月26日
令和6年4月9日 改正
京田辺市建設部

京田辺市が発注する測量・建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度について、下記のとおり実施します。

記

【最低制限価格の算定基準】

(1) 最低制限価格（税抜き、以下同じ。）は、別表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格（税抜き、以下同じ。）算出の基礎となった同表①～④の欄までに掲げる額を合計した額とする（千円未満の端数は、切捨てとする）。

ただし、その額が予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額とする。

(2) 複数の業種区分から構成される業務等については、構成される各業務の種類ごとに(1)の要領により算出された額の合計額とする。

(3) 特別なものについては、上記の算定方法に関わらず、予定価格に10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とする。

【適用時期】

令和6年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う業務等から適用する。

【別表】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額